

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 外1572名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

### 準備書面(65)

### (訴訟物の限定について補足2)

2018(平成30)年8月10日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



同 広田次男



同 鈴木堯博



同 米倉勉



同 笹山尚人



同 渡辺淑彦



同 坂田洋介



外

本書面においては、原告ら準備書面（５５）で限定した本件訴訟の訴訟物の限定内容について説明した準備書面（６２）について、補足する。

本件訴訟の訴訟物は、①本件事故により原告らが被った精神的損害及び無形の損害であり、②原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体損害などを含まず、③中間指針追補（平成２３年１２月６日）及び中間指針第２次追補（平成２４年３月１６日）において、「自主的避難等対象区域」の被害者らに対する精神的損害賠償として認められている額は、本件訴訟の訴訟物の対象にしていない。

この点、原告ら準備書面（６２）においては、本件訴訟の訴訟物の対象にしていない上記③の具体的な金額について、「本件訴訟の訴訟物から除いているのは、上記中間指針追補及び上記中間指針第２次追補で認められている損害額の内、次表の一番右側（「精神的損害」）の欄の額に限られる」と説明した。

時期区分		賠償額			
H23.3.11～12.31	H24.1.1～	中間指針追補	第二次追補	合計	精神的損害
一般成人		¥80,000	×	¥80,000	¥40,000
妊婦		¥400,000	¥80,000	¥480,000	¥280,000
妊婦	一般成人	¥400,000	×	¥400,000	¥200,000
一般成人	妊婦	¥80,000	¥80,000	¥160,000	¥120,000
子ども		¥400,000	¥80,000	¥480,000	¥280,000
子ども	一般成人	¥400,000	×	¥400,000	¥200,000
×	子ども	×	¥80,000	¥80,000	¥80,000

この説明は、誤解を招くおそれがあるので補足する。

すなわち、本件訴訟の訴訟物は、本件事故により原告らが被った精神的損害及び無形の損害のみに限られ、原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体損害などは含まれない。

この点、中間指針追補及び中間指針第2次追補において、「自主的避難等対象区域」の被害者らに対する精神的損害賠償として認められている額（上記表の「合計」の欄に記載の額）には、本件訴訟の訴訟物の対象としていない実費に対する賠償分が含まれている。

したがって、前記表の「合計」の欄に記載の額の内、実費賠償に相当する部分は、本件訴訟物（精神的損害及び無形の損害）とは無関係であり、当該賠償部分は、本件訴訟上、考慮の対象外におくべきものである。

そして、中間指針追補及び中間指針第2次追補において、「自主的避難等対象区域」の被害者らに対する精神的損害賠償として認められている額の内、本件訴訟の訴訟物である精神的損害及び無形の損害と重なる部分は、実費賠償分を除いた額すなわち前記表の「精神的損害」の欄に記載の額である。

その上で、本件訴訟においては、慰謝料請求（精神的損害と無形の損害を内実とする。）をするにあたり、訴訟物との重なり合いが認められる前記表の「精神的損害」の欄の額を超える部分のみを請求の対象とすることとして、訴訟物を限定した。

原告ら準備書面（62）の内容は、上記の趣旨で記載したものであるので、誤解のないよう補足する。

以 上